

国民健康保険傷病手当金について

新型コロナウイルス感染防止拡大の観点から、米子市国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）被用者を対象に傷病手当金を支給します。

※申請されるかたは、事前に米子市保険年金課（0859-23-5126）までお問い合わせください。

支給要件

〔対象者〕

- ・米子市国民健康保険の被保険者のうち、事業主から給与等の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるために、労務に服することができなくなったかた。

〔支給額〕

- ・直近の3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数
※ただし、給与等の全部または一部を受けることができる場合は、傷病手当金を支給できない場合があります。また、1日当たりの支給額には上限があります。

〔支給対象期間〕

- ・労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。

〔適用期間〕

- ・令和2年1月1日から令和5年5月7日

〔申請方法〕

- ・申請には、下記の書類が必要となります。
 - (1) 被保険者証
 - (2) 世帯主の口座番号のわかるもの
 - (3) 届出人の本人確認ができるもの
 - (4) 申請書

国民健康保険傷病手当金支給申請書 ①（世帯主記入用）

国民健康保険傷病手当金支給申請書 ②（被保険者記入用）

国民健康保険傷病手当金支給申請書 ③（事業主記入用）

国民健康保険傷病手当金支給申請書 ④（医療機関記入用）

※郵送での申請ができますので、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

保険年金課 保険総務担当

電話：23-5126